

スウェーデン現地調査報告

出張期間：平成 28 年 12 月 5 日（月）～ 9 日（金）

出張者：厚生労働省 2 名

訪問先：Hörby 県 1 施設、Kalmar 県 1 施設

1 調査の目的

食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入を解禁するため、スウェーデンと協議を行った対日輸出プログラムの実施可能性について、現地調査を行った。本調査においては、輸入条件を遵守することを前提に、スウェーデンから輸出される 30 か月齢以下の牛由来の肉及び内臓について、月齢確認、出生国および飼養国の確認、SRM の除去並びに分別管理について確認を行った。

2 調査結果

(1) 月齢、出生国及び飼養国の確認

EU のトレーサビリティ制度に基づき、EU 加盟国では、国記号（スウェーデンの場合は「SE」）と識別番号を用いて、1 頭毎に個体管理している。この番号は、パスポートと耳標に記載されており、この番号により、各個体の生年月日、出生国、飼養国、牛の種類、農場名などの情報をデータベース（Central database for bovine animals: CDB）から調べることができるシステムが構築されている。

このシステムを用いて、受入時には耳標番号を入力することにより、月齢、出生国、飼養国の確認が可能であり、と畜した後には、と畜した旨を登録する。

(2) SRM の除去

扁桃、腸、脊髄及び頭部の適切な除去が行われていた。専用器具の使用又一頭毎の器具の洗浄により、適切な方法で交差汚染の防止が図られていた。

(3) 分別管理

生体の受け入れ時の添付資料（パスポート等）及び耳標により、各個体の月齢、出生国、飼養国等を確認し、分別する。

また、と畜後に耳標をスキャンすることで、出生国、飼養国等の情報が記載されたラベルが発行される。部分肉処理においては、枝肉のラベルをスキャンすることにより、機械的に月齢や出生国等の情報を確認することが可能であり、当該方法により対日輸出向けとその他の牛を区別する。

製品については、ロット管理を行うことで、対日輸出向けの分別管理を行っている。

(4) 衛生証明書の発行

衛生証明書は、保管施設など最終的な輸出場所で、NFA の獣医官により発行される。衛生条件等の情報を書類もしくはデータにて確認し、サインする。

3 総括

スウェーデンより対日輸出する施設は、EU 規則に基づくトレーサビリティシステムにより、個体識別番号での分別管理が可能である。

枝肉には、出生国、月齢等の情報が記載されたラベルが添付され容易に目視確認が可能であり、このラベルに従って製品のロット管理も行われている。

調査結果から、対日輸出条件に適合した牛肉及び内臓の輸出が可能な状況であることが確認できた。